

平成27年第1回北海道議会定例会に提案する条例案（35件）

1. 北海道行政手続条例の一部を改正する条例案（総務部行政改革局行政改革課（22-439））

○改正内容

行政手続法の改正に鑑み、法律又は条例の要件に適合しない行政指導の中止等を求める制度、法令に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求める制度等を整備する。

【新たに条例で定める制度】

①行政指導の中止等の求め

行政指導を受けた者が当該行政指導が法律又は条例の要件に適合しないと考える場合に、その中止等を求める手続

②処分等の求め

法令に違反している事実を発見した場合に、道の機関に対し、処分又は行政指導をするように求める手続

（施行期日 平成27年4月1日）

2. 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例案（保健福祉部健康安全局食品衛生課（25-909））

○改正内容

食品の安全性の向上を図るよう、営業者が公衆衛生上講ずべき措置に関する基準について、新たに危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行う場合の基準を定めるとともに、食品等の苦情に関する報告義務を加える。

【危害分析・重要管理点方式（いわゆる「HACCP（ハサップ）方式」）】

原材料の受入れから最終製品の出荷に至る各製造工程ごとに、食中毒菌の付着、異物の混入などの危害を予測し、対策を立て、特に重要な工程を集中的に管理する衛生管理手法

【食品等事業者が公衆衛生上講ずべき措置に関する基準】

（現行）

■従来型基準
（現行条例で定める基準）

（改正後）

■従来型基準
（現行条例で定める基準）
■HACCP導入型基準
（新たに条例で定める基準）

※ 食品等事業者は、従来型基準又はHACCP導入型基準のいずれかを満たさなければならない。

（施行期日 平成27年4月1日）

3. 興行場法施行条例の一部を改正する条例案（保健福祉部健康安全局食品衛生課（25-906））

○改正内容

各種施設における受動喫煙防止対策の進展に鑑み、興行場において喫煙所を設ける場合の公衆衛生上必要な構造設備の基準を定める。

※全面禁煙とする施設が増加していることから、喫煙所の必置規制を見直し、その設置を営業者の任意とした。

【喫煙所を任意に設ける場合の構造設備の基準】

喫煙所は、観覧室と区別して設けられ、かつ、たばこの煙が観覧室に流入しない構造とする。

（施行期日 公布の日）

4. 北海道控除対象特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例案

(環境生活部くらし安全局道民生活課 (24-181))

○改正内容

新たに個人の道民税の寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人を定める。

【新たに定める控除対象特定非営利活動法人】

名称	主たる事務所の所在地	寄附金控除対象期間
特定非営利活動法人函館視覚障害者図書館	函館市	平成27年1月1日から 平成32年3月31日まで

※ 特定非営利活動法人函館視覚障害者図書館の概要

設立(認証)年月日:平成21年2月27日

主な事業:視覚障害者に対する情報提供事業、点訳・音訳ボランティア育成事業等

(施行期日 公布の日)

5. 北海道地域商業の活性化に関する条例の一部を改正する条例案

(経済部経営支援局中小企業課 (26-634))

○改正内容

中心市街地の活性化に関する法律の改正に鑑み、認定特例大規模小売店舗について特定小売事業施設の新設の届出の対象から除外する。

【認定特例大規模小売店舗】

経済産業大臣の認定を受けた特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に記載された大規模小売店舗(平成26年の法改正により創設)

(施行期日 一部を除き、平成27年4月1日)

6 北海道公営企業条例の一部を改正する条例案(企業局発電課 (32-742))

○改正内容

新たにシューパロ発電所(夕張市)を経営する(最大出力28,470kW)。

※ 国の夕張シューパロダムの貯留水を利用して発電した電力を北海道電力株式会社に販売予定

(施行期日 平成27年4月1日)

7 北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案(教育庁総務政策局教職員課 (35-209)・教育職員局給与課)

○改正内容

道立学校に主幹教諭を配置することに伴い、主幹教諭の勤務時間等及び特殊勤務手当について必要な事項を定める。

(施行期日 平成27年4月1日)

手数料に係る改正関係 . . . 3件

No	条例案名	改正内容	施行期日
8	北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例案(保健福祉部子ども未来推進局 (25-769))	登録免許税法等の改正に鑑み、学校法人等が認定こども園の用に供する不動産の登記に関する証明の事務に係る手数料について定める。 【新たに手数料を徴収する事務】 認定こども園の登記に係る証明書交付手数料 432円	27.4.1

9	北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例案（建設部住宅局建築指導課（29-454））	建築基準法の改正等に鑑み、既存建築物の移転制限の適用除外に係る範囲の認定等の事務に係る手数料について定めるとともに、構造計算適合性判定手数料等の額を改定する。 【新たに手数料を徴収する事務】 既存建築物の移転制限適用除外範囲認定申請手数料 70,400円 ほか	一部を除き、 27.6.1
10	北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例案（警察本部交通部交通企画課（5041））	道路交通法等の改正に鑑み、自転車の運転による交通の危険を防止するための講習の事務に係る手数料について定めるとともに、運転免許試験手数料等の額を改定する。 【新たに手数料を徴収する事務】 自転車の運転による交通の危険を防止するための講習手数料 講習1時間につき1,900円	一部を除き、 27.4.1

市町村への権限移譲に係る改正関係 . . . 2件

市町村への権限移譲の推進を図るよう、法令に基づく事務の一部を市町村が処理することとする。

No	条例案名	移譲する事務の概要	市町村数	施行期日
11	北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案（保健福祉部地域医療推進局医務薬務課（25-350））	【新たに移譲する事務】 医療法に基づく事務（国等の開設する病院に係る事務）	3	27.4.1
12	北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案（経済部経済企画室（26-715））	【新たに移譲する事務】 中小企業等協同組合法に基づく事務（廃油処理事業等に係る事業協同組合に関する事務）	177	27.4.1

基金条例の有効期限の延長に係る改正関係 . . . 2件

No	条例案名	改正内容	施行期日
13	北海道消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例案（環境生活部くらし安全局消費者安全課（24-521））	道内の消費生活相談窓口の機能強化等を引き続き図るよう、北海道消費者行政活性化基金条例の有効期限を延長する。 【有効期限】 平成27年3月31日→平成30年12月31日	公布の日
14	北海道地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例案（保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課（25-711））	北海道における自殺対策を引き続き強化するよう、北海道地域自殺対策緊急強化基金条例の有効期限を延長する。 【有効期限】 平成27年12月31日→平成28年12月31日	公布の日

国の基準改正に伴う福祉サービス基準の改正関係 . . . 5件

No	条例案名	改正内容	施行期日
15	北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案（保健福祉部福祉局施設運営指導課（25-225））	要介護者に係る短期入所生活介護（いわゆる「ショートステイ」）について、緊急時に静養室での受入れを認める特例等を定める。	27.4.1
16	北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案（保健福祉部福祉局施設運営指導課（25-225））	要支援者に係る介護予防短期入所生活介護（いわゆる「ショートステイ」）について、緊急時に静養室での受入れを認める特例等を定めるとともに、介護保険法の改正に伴う規定の整備を行う。	27.4.1
17	北海道指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案（保健福祉部福祉局施設運営指導課（25-225））	指定居宅介護支援の具体的取扱方針に介護支援専門員（いわゆる「ケアマネジャー」）が指定居宅サービス事業者等に対して個別サービス計画の提出を求めること等の項目を加える。	公布の日
18	北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案（保健福祉部福祉局施設運営指導課（25-225））	障害者を対象とした生活介護及び短期入所のサービス事業所がない地域等において介護保険制度の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所によるサービス提供を認める特例等を定めるとともに、指定共同生活援助事業所（いわゆる「グループホーム」）において、他の事業所が提供する居宅介護等の利用を認める特例措置の期限を延長する。	一部を除き、 27.4.1
19	北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案（保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課（25-710））	児童発達支援センターが行う相談等の援助対象について障害児の通う学校、保育所等への拡大等を行うとともに、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所の運営基準の特例を定める。	27.4.1

職員の定数に係る改正関係 . . . 2件

No	条例案名	改正内容	施行期日
20	北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例案（教育庁総務政策局教育政策課（35-426））	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等に基づき教職員の定数の改定等を行う。 【教職員の定数】 46,628人→46,438人（▲190人）	27.4.1
21	北海道地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例案（警察本部警務部警務課（2623））	地方警察職員である警察官の定員及び階級別定員を改定する。 【警察官の定員】 10,283人→10,318人（+35人）	27.4.1

給与等に係る改正関係 . . . 6件

No	条例案名	改正内容	施行期日
22	北海道特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案(総務部人事局人事課(22-174))	非常勤の行政委員会委員について、その勤務実態に応じた算定方法(日額と月額併用制)による報酬の支給等を行う。	一部を除き、 27.6.1
23	北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案(総務部人事局人事課(22-175))	北海道人事委員会の議会及び知事に対する平成26年10月3日付け勧告に鑑み、給料月額並びに地域手当及び単身赴任手当の額の改定を行うとともに、管理職員特別勤務手当の支給範囲の拡大、寒冷地手当の支給地域の改正等を行う。	27.4.1
24	北海道学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案(教育庁教育職員局給与課(35-316))	①給料月額の引下げ(平均2%) ②道外支給地域等の地域手当の支給割合の引上げ	
25	市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案(教育庁教育職員局給与課(35-316))	③単身赴任手当の支給額の引上げ ④管理職員特別勤務手当の支給範囲の拡大	
26	北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案(警察本部警務部警務課(2663))	⑤寒冷地手当の支給地域区分の見直し ⑥55歳を超える職員に係る給与の抑制措置を平成30年3月31日をもって終了	
27	北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案(総務部人事局人事課(22-175))	北海道職員等の給料の支給水準の改定等に鑑み、退職手当の調整額の改定を行うとともに、退職手当の額の算出に係る基礎在職期間について研究休職の特例を定める。	一部を除き、 27.4.1

法令の改正に伴う規定の整備関係 . . . 8件

No	条例案名	改正内容	施行期日
28	住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案(総合政策部地域行政局市町村課(23-514))	不当景品類及び不当表示防止法の改正に伴い、規定の整備を行う(住基ネットの本人確認情報を利用する事務から、廃止された同法による指示又は請求に関する事務を削除)。	公布の日
29	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案(環境生活部環境局生物多様性保全課(24-382))	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正に伴い、規定の整備を行う(法律名称等の改正)。	27.5.29
30	北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例案(環境生活部環境局地球温暖化対策室(24-208))	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の改正に伴い、規定の整備を行う(法律名称等の改正)。	27.4.1

31	北海道看護職員養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例案（保健福祉部地域医療推進局医務薬務課（25-363））	保健師助産師看護師法の改正により、保健師養成所、助産師養成所及び看護師養成所の指定権限が厚生労働大臣から都道府県知事に移譲されることに伴い、規定の整備を行う。	27.4.1
32	北海道病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案（保健福祉部地域医療推進局医務薬務課（25-350））	医療法の改正に伴い、規定の整備を行う（引用条項の改正）。	27.4.1
33	北海道建築基準法施行条例の一部を改正する条例案（建設部住宅局建築指導課（29-454））	建築基準法施行令の改正に伴い、規定の整備を行う（引用条項の改正）。	27.6.1
34	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案（教育庁総務政策局総務課（35-105））	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を特別職として置くこと等に伴い、規定の整備を行う。	27.4.1又は現教育長の退任日の翌日
35	北海道暴力団の排除の推進に関する条例の一部を改正する条例案（警察本部刑事部組織犯罪対策局捜査第四課（4486））	少年院法及び少年鑑別所法の制定に伴い、規定の整備を行う（少年院及び少年鑑別所の根拠法の変更）。	規則で定める日（公布の日から起算して3月を超えない範囲内）